令和4年第4回伊佐市議会定例会

提案理由説明

〇 説 明 順

- 1 議案第73号~議案第97号(降壇)
- 2 議案第98号 (降壇)
- 3 議案第99号 (降壇)

令和4年12月1日提出

伊佐市長

令和4年第4回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議 案第73号から議案第97号までについて説明申し上げます。

まず、議案第73号「令和4年度伊佐市一般会計補正予算(第8号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金関連経費や災害復旧関連経費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、電気料金の高騰に伴う大口庁舎及び菱刈庁舎等の光熱水費について追加の措置を講じ、民生費につきましては、建築資材の高騰に伴う保育所建設の支援に要する経費及び生活保護扶助事業等の国庫支出金精算返納金について新たに措置しております。

衛生費につきましては、医療機関の新型コロナウイルス感染防止対策への支援に要する経費について追加の措置を講じ、農林水産業費につきましては、二毛作栽培の支援に要する経費について新たに措置しております。

商工費につきましては、エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けた事業者の支援に要する経費について新たに措置しております。

消防費につきましては、大口ふれあいセンターの改修に伴う防災倉庫の移設に要する経費について新たに措置し、教育費につきましては、大口東小学校5、6年教室の複式学級の解消に伴う教室の改修工事に要する経費について新たに措置しております。

災害復旧費につきましては、令和4年7月の大雨及び9月の台風14号災害の農林水産施設の復旧に要する経費について追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、地方消費税交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入及び市債をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,084万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199億3,992万9千円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、市民窓口事務事業に明許繰越による繰越しの措置を講じ、債務負担行為では、楠本川渓流自然公園運営事業(指定管理委託)ほか9件について追加の措置を講じ、地方債では、災害復旧事業及び緊急自然災害防止対策事業について限度額変更の措置を講じております。

次に、議案第74号「令和4年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、職員給与費について所要の措置を講じたほか、国保事務処理標準システムに要する経費について新たに措置しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,512万円とするものであります。

次に、議案第75号「令和4年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、職員給与費について所要の措置を講じたほか、介護保険認定調査に要する経費等について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,216万5千円とするものであります。

次に、議案第76号「令和4年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、処理施設の管理に要する経費や令和5年4月1日から適用となる地方公営企業会計への移行に要する経費について新たに措置しております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,453万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ ぞれ1億9,375万7千円とするものであります。

このほか、地方債では、下水道事業について限度額変更の措置を講じております。

次に、議案第77号「令和4年度伊佐市水道事業会計補正予算(第2号)」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の支出において、水道事業費用を366万9千円追加し、収益的支出の総

額を3億4,384万8千円とするものであります。

次に、議案第78号「伊佐市職員の公益的法人等への派遣に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により、市職員の公益的法人等への派遣を可能にするため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第79号「伊佐市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢の段階的な引上げや、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制の導入などの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第80号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、定年年齢の引上げを目的とした地方公務員法の一部改正に伴い、条項や必要な字句の整理などの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第81号「伊佐市個人情報保護条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う、罰則規定の経過措置について鹿児島地方検

察庁より助言があり、伊佐市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定のために必要な字句の整理を行うものであります。

次に、議案第82号「伊佐市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本条例を制定するものであります。

次に、議案第83号「伊佐市肉用牛特別導入基金条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、県費及び市費により造成されている本基金について、県からの要請により県費分を返納することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第84号「伊佐市奨学生条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、新たに入学準備金や、ふるさと活性化に資する奨学金返還免除に関する事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第85号「伊佐市十曽青少年旅行村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、指定管理者による管理を可能に するため、所要の改正を行うものであります。 次に、議案第86号「伊佐市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市農業集落排水事業に地方公営企業法を令和5年4月1日から適用するため、所要の改正を行うものであります。

次に、

議案第87号「西太良地区コミュニティセンターの指定 管理者の指定」について

議案第88号「羽月地区公民館の指定管理者の指定」について

議案第89号「田中校区集会施設の指定管理者の指定」について

議案第90号「湯之尾校区集会施設の指定管理者の指定」について

議案第91号「本城校区集会施設の指定管理者の指定」について

議案第92号「羽月西青少年センターの指定管理者の指定」について

議案第93号「牛尾青少年センターの指定管理者の指定」 について

議案第94号「山野基幹集落センターの指定管理者の指 定」について説明申し上げます。

これらの施設につきましては、各校区コミュニティ協議会の拠点として、主にそれぞれの校区の方々が利用される施設であり、その性格上、伊佐市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条第2項第3号に規定する公募に適さない施設であると認めたため、公募は行わず、指定管理者の候補者として各校

区コミュニティ協議会を選定いたしました。

このことを伊佐市公の施設指定管理者選定審議会に諮問し、選定基準を満たしている旨の答申を得たため、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を指定期間とし、各校区コミュニティ協議会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第95号「菱刈菱泉センターの指定管理者の指定」について説明申し上げます。

当施設につきましては、菱刈鉱山の温泉水を公衆浴場等に供給するための施設であり、その性格上、伊佐市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条第2項第3号に規定する公募に適さない施設であると認めたため、公募は行わず、指定管理者の候補者として菱刈泉熱開発有限会社を選定いたしました。

このことを伊佐市公の施設指定管理者選定審議会に諮問し、選定基準を満たしている旨の答申を得たため、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を指定期間とし、菱刈泉熱開発有限会社を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第96号「楠本川渓流自然公園の指定管理者の指定」について説明申し上げます。

本件につきましては、指定管理者の公募を行った結果、 1 者の応募があったため、伊佐市公の施設指定管理者選 定審議会に諮問し、選定基準を満たしている旨の答申を 得たところであります。 この答申に基づき、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を指定期間とし、株式会社伊佐建設を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第97号「第2次伊佐市総合振興計画の策定」について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及び基本計画を定めるもので、「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、計画の構成について説明申し上げます。

総合振興計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成しますが、議会のご審議をいただくのは、「基本構想」及び「基本計画」であります。

「基本構想」は、令和5年度から令和14年度までの10年間で実現しようとするまちづくりの将来像と、その実現に向けて分野別の「基本目標」などを定めるものであります。

また、「基本計画」は、前期と後期に分けて策定するもので、今回は、令和5年度から令和9年度までの5年間の「前期基本計画」として「基本構想」に基づき実施する施策の主な取組などを定めるものであります。

計画を策定するに当たっては、市民意識調査の実施、係長級による計画策定企画委員会及び課長級による計画策定調整委員会の開催、民間委員で構成される伊佐市総

合振興計画審議会での審議などの過程を踏まえた上で、パブリックコメントを実施したところであります。

また、パブリックコメントでのご意見を踏まえた計画 案を、伊佐市総合振興計画審議会に諮問しましたところ、 令和4年11月4日に審議会会長から「妥当である」旨の 答申をいただいたところであります。

次に、計画の概要について説明申し上げます。

「基本構想」において、まちづくりの将来像を定めておりますが、平成25年11月に策定しました「伊佐市市民憲章」をまちづくりの基本的な考え方として位置付け、私たちが住み続けられるまちを創っていくために「笑顔あふれ 一人ひとりが 幸せ感じるまち」と設定いたしました。

さらに、まちづくりの将来像を踏まえ、その実現に向けて分野ごとの基本目標を 6 項目に分けて定めております。

次に、「基本計画」においては、「基本構想」で定めた6つの基本目標ごとに、「現状と課題」、「施策の主な取組」、伊佐に暮らす「みんなができること」を定め、市民と行政が互いに尊重しながら、それぞれの役割に応じてまちづくりを進めていくこととしております。

なお、この計画においては、平成27年9月の国連サミットで採択されたSDGsに掲げられた17の目標を「基本計画」における施策と関連付け、第2次総合振興計画を推進することでSDGs達成に向けた取組を推進することとしております。

以上、議案25件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———

議案第98号「教育長の任命」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、教育長であります森和範氏の任期の満了に伴い、新たに教育長として、春田浩志氏を任命しようとするものであります。

春田氏は、昭和58年に川辺町立田代小学校教諭として教職に就かれ、令和2年に鹿児島市立伊敷台小学される退開されるまで長年にり教育現場でご活躍を歴任の間、鹿児島市教育委員会保健体育課長などを歴任をの間、鹿児島市教育会保健体育課長などを歴任である場合のであります。 を持ってお育行政の組織及び運営では、教育行政の規定により、議会の同意を求める法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求るものであります。

以上、議案1件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———

議案第99号「教育委員会委員の任命」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、教育委員会委員であります永野治氏の任期が本年12月11日をもって満了となりますが、引き続き永野氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案1件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———